

1 開会

- **高石女性支援室長** 本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。ただ今から、令和3年度第1回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は、環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室長の高石でございます。議事に入りますまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の田辺からご挨拶を申し上げます。

- **田辺くらし安全局長** 皆さん、こんにちは。北海道環境生活部くらし安全局長の田辺でございます。

審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。本日はお暑いな中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、男女平等参画の推進につきまして、それぞれのお立場より、ご支援、ご協力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症ですけれども、首都圏を中心に再拡大いたしました。依然として予断を許さない状況になっております。そして、本道においても社会生活や経済活動に大きな影響を与えているところでございます。

そのような中、生活不安やストレスによるDV、それから性暴力被害等の増加、深刻化が懸念されておりますほか、孤独や孤立を抱える女性などについて社会問題となっているところでございます。

今年の4月になりますが、内閣府が設置しておりました「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の方から、報告書が出されております。

ご覧いただけたかと思いますが、これによりますと、新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性に対し、深刻な影響を及ぼしていることが明らかになっております。

その根底には、平時においてジェンダー平等や男女共同参画が進んでいなかったことがコロナ下においてあぶり出され、顕在化したというふうに分析をされておまして、今こそ、幅広いジェンダーの視点をいれた既存の制度の見直し、それから慣行の見直しが望まれるところでございます。

一方で、緊急事態宣言に伴います外出自粛を契機といたしまして、テレワークなど柔軟な働き方の普及、それから、男性の家事・育児参画や、雇用や家庭の場における変化の兆しも見られているところでございます。

道といたしましては、こうした社会の変化ですとか道民の皆様の意識の変化を見逃さずに、男女平等参画社会の実現に向けた取組を着実に進めていきたいと考えております。

皆様におかれましては、本日は、忌憚のないご意見、ご議論をお願いいたしますとともに、今後も引き続き、本道におけます男女平等参画社会や女性の活躍の推進に向けた取組に、ご助言やご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく御願い致します。

- **高石女性支援室長** 議事に先立ち、本日の出席状況についてご報告申し上げます。本日は、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項に定める開催要件を満たしており、13名の委員の方にご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

なお、審議会委員につきましては、お二人、変更がございます。お一人目ですが、釧路市の岡本委員が退任され、後任に同じく釧路市の菅野委員が就任されております。

- **菅野委員** 菅野です。よろしく御願い致します。

- **高石女性支援室長** お二人目ですが、北海道中学校長会の越田委員が退任され、本日は、

残念ながらご欠席ですが、同じく北海道中学校長会の三浦委員が就任されておりますので、この場でご報告させていただきます。

- **高石女性支援室長** また本日は、男女平等参画を推進するため庁内に設置しております、「北海道男女平等参画推進連絡会議」の担当職員も出席しておりますので、併せてよろしく御願ひ致します。

続いて、事務局から、配付資料の確認をさせていただきます。

- **遠藤主幹** 女性支援室の遠藤と申します。私の方から配付資料の説明をさせていただきたいと思ひます。

最初に次第、出席者名簿2枚、次に配席図、今回事前にご質問を承ったのでその質問の内容と解答要旨を整理したA4の横書き一枚ものを添付させていただきます。

その次に冊子1部、自分らしくあなたらしく、続きましてA3の折り込んである資料、目標Ⅰが2枚、目標Ⅱが7枚、目標Ⅲは5枚です。資料番号はありませんが資料1です。続いて、道民等からの申出受付状況報告資料2の2両面1枚もの、令和2年度活動状況報告書資料2の2、資料3、配偶者からの暴力に関する状況A4、1枚、地域女性活躍交付金つながりサポート事業資料4ということで資料を準備しております。お手元にならなければお知らせ頂きたいと思ひます。以上でございます。

- **高石女性支援室長** 本日の審議会につきましては当初、2時間程度というふうにご案内していただいておりますが、新型コロナウイルスの感染防止などを踏まえまして、1時間程度というふうにご案内しております。皆様のご協力をよろしく御願ひいたします。それではここからの進行を広瀬会長に御願ひいたします。

2 説明・報告事項

ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

- **広瀬会長** 皆さんこんにちは。広瀬でございます。それでは早速議事の進行を務めさせていただきます。まず議題1説明 報告事項のアですが、第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況についてですね。第3次計画については、平成30年の3月に策定されております。本日はその推進状況について、令和2年度実施事業及び令和3年度実施予定の事業について、事務局から説明をお願いいたします。

- **山本係長** それでは、説明・報告事項のア「第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について」ご説明をさせていただきます。

まず、はじめに本計画の体系から、ご説明をさせていただきます。「第3次北海道男女平等参画基本計画」は、男女平等参画社会の実現に向け、3つの大きな目標を設定しております。

目標のⅠといたしまして「男女平等参画の実現に向けた意識の変革」、目標のⅡといたしまして「男女が共に活躍できる環境づくり」、そして目標のⅢといたしまして「安心して暮らせる社会の実現」となっております。

そして、目標の下には、それぞれ9つの「基本方向」を設け、更にはその下には25の「施策の方向」を定めており、「施策の方向」について各部局で具体的な取組を行っております。

また、これら計画の推進管理を効果的に行っていくため、指標項目を設けて目標値を設定し、目標達成に向けて各種施策に取り組んでおります。取組結果につきましては、例年前年度のデータが出そろそろ9月ころから取りまとめを行っておりますので、次回の審議会でご報告をさせていただいた上で、道のホームページで公表いたします。

次に、本資料につきましてご説明をいたします。資料につきましては、お手元にござ

います、A3版の資料になります。先ほどご説明いたしました、3つの目標のうち目標Ⅰとして2ページ、目標Ⅱとして7ページ、目標Ⅲとして5ページの構成となっており、「施策の方向」につきまして、それぞれ具体的な取組や事業の概要等を記載しており、各部署における令和2年度の取組実績と今年度の取組予定ということで取りまとめた資料となっております。

私からは、以上でございます。

- **広瀬会長** それでは事前に質問を出していただいておりますけれども、質問に対する回答の用紙をご覧ください。まず全部で5問、質問が出ておりますが、番号の1から順番にお答えいただきたいと思います。1番の質問ですね。目標のⅠ-2-(2)2/2 ページで、道立高校で男女混合名簿はどのくらい実施されているかという質問ですけれども、担当課である教育庁の教育政策課の方からお答えをお願いいたします。
- **教育庁教育政策課** 男女混合名簿をどのくらい実施されているのかという御質問ですが、道立高等学校においては、100%実施されておりますことを報告いたします。以上です。
- **広瀬会長** それでは、2の番号で目標Ⅰの1のア、男女平等参画ガイドブックということで、皆さんのお手元に配られているもの、これは、作成年度が古いので、データも古いものしか掲載されておられません。改訂版を作成する計画はないのでしょうか。良いものであるだけに新版を作成を検討して頂きたいという要望も含めた質問です。環境生活部道民生活課からお答え頂きます。
- **遠藤主幹** 女性支援室遠藤です。皆様のお手元にもお配りしております。高校など教育現場において、生徒が将来を考えると、性別にとらわれ進路の幅を狭めることなく、女性と男性がお互いを尊重しあう意識を育てることを期待して、平成13年度に作成しております。今後、関係部局とも相談させて頂きたいと思います。以上でございます。
- **広瀬会長** はい、ありがとうございます。それでは3番目の質問です。これは目標Ⅱ-2-(1)で、人事給与管理費についてなんです。備考欄に、「令和2年度から事業見直し」とあって、本年度予算額が増加しています。その見直しとはどういうことかということと、予算増加はその結果なのかという質問です。担当課の総務部人事課の方からお答えください。
- **総務部人事課** まず、事業の見直しについてですが、女性職員の活躍推進に関する計画といたしまして平成28年から令和元年度を期限として、特定事業主行動計画を策定しております。またこれとは別に、北海道の職員の子育て支援行動計画という、子育てしやすい勤務環境の整備を目標とした計画を定めていたところです。令和2年に、これらの計画を一つに統合する形で、特定事業主行動計画を見直すなど、女性活躍の他に障害の有無、或いは育児介護といった、家庭状況にかかわらずすべての職員が働きやすく、かつ、活躍できる職場環境づくりに向けた取り組みを強化することとしたものです。
予算額の増加については、具体的には障害を持つ職員への支援、セミナーの開催、各振興局職員との意見交換などに関する費用を、令和2年度から計上したものです。
なお、令和2年度の決算額については、一部セミナー等をコロナ禍により、開催できなかったため、執行できなかった費用がございますので、決算額と令和3年度の予算額を比べると大きく増加しているように見えますが、予算額自体は概ね同等程度となっております。
- **広瀬会長** はい、ありがとうございます。それでは4番目の質問にいきます。目標のⅡ-4(1)です。男女共同参画計画の未策定の町村はどのくらいあるのかということと、策定した町村は増えているのかどうかという質問です。これは環境生活部道民生活課からお答えください。

- **山本係長** 事前質問4についてでございますが、男女平等参画計画の策定数につきましては、令和2年12月末現在で86の市町村が計画を策定しており、令和2年度は前年度に比べ30の市町村が増加したところでございます。

道につきましては、計画未策定の市町村に対しまして、計画策定の必要性や他の市町村の情報などについて、可能な範囲で個別に伺って説明をしており、計画の策定促進に向け働きかけをおこなっております。

- **広瀬会長** はい、ありがとうございました。では最後の5番目の質問です。これは目標Ⅲ-2(2)ですが、高齢者虐待防止推進研修会の開催について、施設編が年1回と、昨年度より減少していますが、その理由は何でしょうかという質問です。これは保健福祉部総務課からお答えいただきます。

- **保健福祉部総務課** 高齢者虐待防止推進研修会についてですが、例年、札幌会場で2回、その他旭川函館会場で同様の研修会を開催してきたところですが、ご存知のとおり、新型コロナウイルスの感染症の関係で、高齢者施設、特に福祉施設が今、一部クラスター発生など、現場では非常に大変な状況で対応に追われているという部分を鑑みて、札幌で1回開催し、その模様を配信することで、地域の他の地域でも、同時に開催、視聴いただけるという手法を取っております。これにより、逆にこれまで参加しづらかった遠方の方にも、ウェブを活用することにより、受講が可能になるということで、見直しを図ってきているところでございます。以上です。

- **広瀬会長** はい、ありがとうございました。以上、事前質問に対する回答をいただきました。今の議題、この推進状況についてのご質問はございますでしょうか。あと他にご質問がなければ次の報告に参りたいと思います。

では続きまして、説明報告事項のイ「北海道男女共同参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について」事務局からご説明をお願いします。

イ 北海道男女共同参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について

- **尾堂主事** 女性支援室 尾堂と申します。よろしくお願いたします。

資料2-1、資料2-2により説明させていただきますが、はじめに、その後ろにあります、「補足資料」をご覧くださいと思います。こちらは、条例第18条の知事への申し入れと、第20条の苦情処理委員への申出について、それぞれの制度の比較説明をしている資料となっております。本日は、ご説明は省略させていただきますので後ほど目を通していただければと思います。

次に、資料2-1をご覧ください。こちらは条例第18条の知事への申出についての状況となっております。条例第18条に基づく知事への申出件数は、令和2年度は619件であり、前年度に比べて84件増加しております。次のページをご覧ください。

1の申出内容別受付件数につきましては、Aの男女平等参画を阻害すると認められるものが541件で、全体の約87パーセントとなっております。さらに、2の申出内容コード別受付件数ですが、3 家庭欄の34番「夫・パートナーからの暴力」の申出件数が515件で最も多く、全体の8割を占めており、近年では同程度、8割から9割前後で推移しております。道民等からの申出は、平成13年度から環境生活部道民生活課及び道内14振興局で受付を開始しており、平成14年度からは配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能も併せ持つことになりました。このため、夫、パートナーからの暴力の申出件数が多くなっております。

続きまして、資料2-2の「北海道男女平等参画苦情処理委員 令和2年度活動状況報告書」をご覧ください。この報告書は、令和2年4月から令和3年3月までの間にお

ける活動について、知事への報告として苦情処理委員から提出があったものです。1ページには、令和2年度の苦情処理委員の名簿がございます。昨年度に続きまして三浦弁護士と長坂弁護士のお二人となっております。2～3ページ目は、苦情処理委員の活動状況の報告となっておりますが、令和2年度の苦情処理委員への申出は1件となりました。また、苦情処理委員につきましては、道で受け付けております619件の申出の内容を毎月ご覧いただき、道の対応などについて、ご助言等をいただいております。4ページ目以降には、平成13年度以降の申出に係る状況等、この制度に関する資料の方を添付しております。以上になります。

- **広瀬会長** ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご質問ございませんでしょうか。ご質問がなければ、次の報告に参りたいと思います。

続きまして報告事項の配偶者暴力(DV)に関する北海道の状況(令和2年度、暫定)について事務局から説明していただきます。

ウ 配偶者暴力(DV)に関する北海道の状況(令和2年度、暫定)について

- **及川主査** 資料3になります。この資料の数字につきましては、例年8月ごろから内閣府が全国調査を行い、調査結果を取りまとめて公表しております。全国調査の報告段階で数字を確定いたしますことから、現時点では、暫定ということでご報告をさせていただきます。最初に一番としまして、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数を掲載してございます。これについては、DV被害者本人からの相談件数です。一番上が道立女性相談援助センターということで、札幌市の西の方でございます。センターですけれども、こちらにつきましては、ご覧のように、700件前後で推移してきております。援助センターの下段につきましては、DV被害者本人のほか、他機関からの相談を含めた件数です。その下、道庁というのが、私ども女性支援室になりますけれども、それと、14振興局に配偶者暴力相談支援センターを設けておりまして、こちらの相談件数は全体で500件前後で推移してきております。その下が、札幌市の配偶者暴力相談支援センターの件数で、こちらにつきましては年間1300件くらいの状況となっておりますが、平成30年度まで1100件くらいだったのが、令和元年度以降、およそ200件増えて1300件位となっております。その件につきまして、札幌市に確認しましたところ、令和元年11月号の広報さっぽろにDVの相談窓口に関する、6ページの記事を掲載しておりまして、それ以降、相談件数が増加したとのことでございました。その下が旭川市の配偶者暴力相談支援センターで、こちらにつきましては、60件から80件程度で推移して、今、その下が函館市の配偶者暴力相談支援センターですが、こちらにつきましては、年間300件から400件というような状況でございます。それからその下は参考ということで、全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数でございますが、冒頭で申しましたとおり、今後内閣府が全国調査を行いまして、その調査結果を公表する予定となっておりますことから、現在は調査中と記載してございます。それから次に二番の配偶者暴力被害者本人の一時保護実人員数ですが、一番上が統一調整相談援助センター。その下が民間シェルター8団体、その下が、母子生活支援施設、その下が社会福祉施設。というようなことでございまして、ここで見ていくと、年々、一時保護実人員につきましては、減少してきているという状況でございます。私の説明は以上でございます。

- **広瀬会長** はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関してご質問等ございませんでしょうか。
- **山崎委員** DV被害者の民間シェルター運営しております。NPO法人女のスペース

おんの山崎と申します。今のお話の中で、DV相談の件数ということなんですけれども、男性相談っていうのを、確か北海道は設けていると思うんですけども。近年、DVセンターの方に男性からの相談も結構増えてきていて、それで、被害者だっている男性のパートナーからの相談も同じDVセンターに来ていて両方被害者なんだっていう相談が増えているっていうことで被害当事者としては加害者の話も聞くのね、みたいなそういう印象があるんですね。それでやはり男性専門の相談窓口の必要性は感じてるんですけども、北海道では男性の相談窓口に年間どのぐらいの相談があるのかっていうのを、教えていただけたらと思います。

- **及川主査** 件数でございますけれども、先ほどの8月以降のですね、調査段階で数値を確定するというのでその段階では、性別についても件数が出てきますので、現時点では申し訳ございません。
- **山崎委員** では、できましたら、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。
- **広瀬会長** それでは今の件に関しては、後で調べていただくということで。ほかにご質問、ございますでしょうか。ご質問がなければ次の報告に参ります。報告事項の地域女性活躍推進交付金、つながりサポート事業について、事務局から説明をお願いします。

エ 地域女性活躍推進交付金、（つながりサポート事業）について

- **小林主幹** 資料4をご覧ください。新型コロナウイルス感染の拡大によりまして、女性に及ぼす影響は就業から生活面まで多岐にわたりまして、深刻化している状況でございます。こういった孤独・孤立化し不安や悩みを抱えている女性に対しまして、社会との繋がりを回復できるよう、国の交付金を活用しまして、NPO法人様の知見を活用させていただいた取り組みを実施するというにさせていただくものであります。主な事業としましては、今まで相談とは無縁だった女性、普通に暮らせていた女性に対しまして、既存相談窓口の周知を図っていくとともに、今回の主な事業となります。支援を必要とする女性に寄り添いましたアウトリーチ型支援や訪問支援と申しますけれども、こういった支援ですとか、女性が互いに支え合うピアサポートのための居場所づくりという事業を実施する予定でございます。また悩みが深刻である場合などにつきまして、専門家からアドバイスを受けられるよう、相談者のもとに、カウンセラーの派遣を行う事業も行って参ります。地域につきましては、道内6圏域で実施する予定でございます。市町村によりましては、北海道と同様に国の交付金を活用しまして、同様な事業を実施するところもございます。予算額ですけれども、道の予算は1496万円となっております。委託事業者につきましては、女性支援を行ってきた実績等を鑑みまして、北海道女性協会といたしました。女性協会が核となりまして、各地域の女性支援を行うNPO様と連携しまして、事業展開していく予定でございます。今後は地域で活動するNPO法人様を選定しまして、8月以降、相談ですとか、居場所づくり事業というのを実施して参る予定でございます。私からは以上でございました。
- **広瀬会長** はい、ありがとうございます。今の点に関して、ご質問等ございますでしょうか。私の方からちょっと1点この事業は、すでにスタートしているというふうに認識してよろしいのでしょうか。
- **小林主幹** 事業としましては、これからということで、8月から、相談事業ですとか居場所づくり事業というものを、北海道として展開していくということになります。
- **広瀬会長** はい。わかりました。他にご質問、ございますでしょうか。他に質問がな

ければ、説明報告事項は以上となります。それではその他ということで、事務局から何かございますか。

- **高石女性支援室長** 「DV に関する医療関係者の対応マニュアル」について簡単にご報告させていただきます。委員の皆様には、今年3月にすでにお手元の方にお送りしてるかと思えますけれども、令和元年11月マニュアル改訂のための専門部会を本審議会の方に設置させていただきました。山崎部会長始め、委員の皆さんにご検討いただきまして、昨年12月にDV被害者対応マニュアルを改定し、書面ではございますが、本審議会の方にご報告させていただいたところです。その後、委員の皆様からのオーダーなども踏まえまして、全部で1万6000部マニュアルを印刷させていただきました。道内の医療機関、クリニックも含めまして、或いは助産所、支援機関はもちろんのことを、様々な支援団体など約4200箇所へ郵送させていただいております。ご協力いただきました委員の皆さんに感謝申し上げますとともに、ご報告させていただきます。以上です。
- **広瀬会長** DVに関する医療関係者の対応マニュアルについて何かご質問等ございますでしょうか。これで本日の議事は終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。
- **高石女性支援室長** 広瀬会長、委員の皆様、ありがとうございます。現在の委員の皆様での審議会の開催は、予定では、本日が最後になると思います。広瀬会長はじめ皆様には、令和元年の10月から約2年間にわたりまして、北海道男女平等参画審議会委員として、本道における男女平等参画の推進のために、様々なご尽力、ご協力をいただきましたことに、お礼を申し上げます。それでは4期にわたりご尽力いただきました広瀬会長から代表いたしまして、恐れ入りますが一言ご挨拶いただいてもよろしいでしょうか。
- **広瀬会長** はい、ありがとうございます。私は4期にわたってこの審議会の会長を務めさせていただきました。第三次男女平等参画基本計画の策定にも携わりました。この間ですね、新型コロナで、先ほども田辺局長の方からございましたように、女性が直撃されているという状況がますますはっきりしてきてまして、実はこれ、今日の新聞記事を持ってきたのですが、片親家庭の女性はですね、中学生の息子と2人で暮らしているけれども、夕食をもう1年以上抜いているっていう記事なんですね。つまりそれぐらい切迫した状況が、女性たちを取り巻いているということがあります。これは他のところのデータなんですけれども、今最低賃金についての交渉が行われていますが、全国平均というのが今902円なんですけど、この902円で1日8時間労働をして週40時間働いたとすると、年収は幾らになるかって言いますと、188万円なんです。つまり、200万を切っている。これだけ働いてそれしかももらえないっていうのが、今の実情です。この中で、コロナがますますその女性たちに追い打ちをかけてきている。やはり田辺局長もおっしゃいましたように、ジェンダー視点を取り入れた政策というのが、されてこなかったっていうところに、コロナが覆いかぶさってますますひどい状況になっているというのが、日本の現状だと思います。男女の賃金格差も大きいですし、その中で、やはり女性たちにしわ寄せがいつてしまっている。ですから、この男女平等参画審議会で、全体の視点を持った政策を提言していくというのは、これからますます重要になってくるというふうに、私も思っております。OECDが評価する日本の男女平等ランキングですけども、ここ何年か120位前後をうろちょろという状態で、私個人から言わせれば、夫婦別姓もね、選択的な夫婦別姓を認めないような国が上に行くはずがないっていうふうに思いますし、政治の世界の女性の進出も非常に少なく、これはちょっと話が反れますけれども、実は私歴史学を教えております学生に。そして、現在の日本で性別によって就けない職業職種ってあるのかっていう質問を出したところ、男性は助産師になれな

いとか、女性は相撲の行司になれないとかそういうことは出てきたんですけど。びっくりしたのは、総理大臣には女性はなれないとかですね。それから、パイロットにも女性はなれないですとかね。こういうことを回答として返してくる学生たちがいるんですよ。これはまさに社会の実態をこうそのもの反映しているような回答でして、やはりまだまだ日本はそういう女性の進出というのが、妨げられている。その結果としてそういう認識が定着してしまっているという感じがいたしました。私はこれで会長を辞任いたしますけれども、これからはますますこの北海道の男女平等を男女平等参画審議会として、ジェンダー平等の施策を推し進めていって欲しいと思っております。長い間お世話になりました。そして委員の皆様にもご協力いただきまして、どうもありがとうございました。この場を借りて御礼を申し上げます。

- **高石女性支援室長** 広瀬会長、ありがとうございました。行政の立場として身につまされ、また、身をひきしめなくてはならないご挨拶をいただきました。委員の皆様につきましては、今後とも、北海道の男女共同参画の推進に向けて、幅広い観点から、ご尽力ご協力いただければと改めてお願い申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。次回の審議会の開催は、本年 11 月ごろを予定しております。日程につきましては改めて調整させていただきますので、重ねてよろしく願いいたします。これを持ちまして、令和 3 年度第 1 回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。本日は、本当にありがとうございました。